

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成26年9月1日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社

発起人 国立大学法人大阪大学（学長 平野 俊夫）

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社
所在地	大阪府吹田市山田丘2-8
代表者	松見 芳男
出資者	国立大学法人大阪大学（議決権割合100%）
役職員の構成	取締役3名（大阪大学役職員を含まず、社外取締役2名を含む）、 支援・投資委員会3名（大阪大学役職員を含まず、社外取締役2名を含む）
組織図	添付資料のとおり

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の概要

これまで大阪大学は、「Industry on Campus」構想を実現するため、既に40拠点を数える企業との共同研究講座・協働研究所を設立している。

本事業では、共同研究講座・協働研究所の機能をフルに活用し、大阪大学が持つコア技術に対して、学内及び企業が有する周辺技術だけでなく資金供給やビジネスノウハウを含むその他の事業化支援を実施する。これにより、資金供給だけでなく、民間だけでは実現不可能な高次の技術的ハンズオンが可能となり、大阪大学の研究成果の実用化を促進する。

支援先の要件としては、大阪大学の技術に関する研究成果を活用したベンチャー企業、並びに大阪大学の技術に関する研究成果の事業化を図る、共同研究企業とのジョイントベンチャー（カーブアウトベンチャーも含む）とする。民間からの支援が難しいシード・アーリーステージを前提とするが、そのうえで5年から10年以内に投資を回収できる水準に達することが見込まれるものであれば、民間からの出融資等の資金

供給を可能な限り多く確保することを前提に、特に成長段階を縛るものではない。なお、既に民間から出資を受けている先等への協調投資に関しては、投資先及び他の出資者からの要請・同意がある場合に限り投資を検討する。

②特定研究成果活用支援事業の内容

支援先の特定研究成果活用事業者に対しては、助言、資金供給その他の支援を実施する予定。

【助言】

起業前のシードステージ、起業から間もないアーリーステージに注力し、起業家や研究者とともに、高い経済価値を生み出す事業を共同で創出。

具体的には、米国での先端技術・事業化経験が長い社長を筆頭に、メーカー出身の投資担当執行役員、投資経験を有する投資部長、更には、何れもシード・アーリーからのベンチャーファンド経験を有する4名のアドバイザーを迎え、知的財産戦略、経営陣・開発陣のチームビルディング、ビジネスモデル・プランへの助言、マーケット調査等のサポートを実施する。

【資金供給】

有望な投資先企業に対しては、事業計画を時系列で整理し、いつまでに何をするのか、目標を設定のうえ、その達成状況に応じて次の投資を行う、所謂マイルストーン投資の手法で成長資金を供給する。

【その他の支援】

投資先に対しては、以下のハンズオンを継続的に実施する。

- ・経営陣の支援として、経営人材の派遣や事業計画の策定支援等、自らも人的資本として企業価値の向上に向け積極的に経営に協力
- ・事業拡大支援として、役職員のネットワーク等を活用した顧客紹介、業務提携支援、海外顧客とのコミュニケーション支援等に加え、大阪大学や共同研究企業が保有する関連技術を組み合わせることで、競争優位性の強化を図る
- ・経営管理体制の確立支援として、会計マニュアル作成や営業管理ツールの整備等、阪大VCの連携先を活用した、経営、業務、営業等に関する助言・指導を実施
- ・リストラクチャリング支援として、必要に応じて、経営体制の再整備や人員整理等に関する助言・指導を実施
- ・EXIT支援として、EXIT先の探索やIPOやM&Aに向けた助言・指導を実施

③支援対象事業者の基準

大阪大学における研究成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値の創出を果たすために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア)社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献し、現実社会の要請に応えうる新産業創出に資するものであること。
- (イ)大阪大学が特に優れたポテンシャルを有する、免疫学、臨床医学、微生物学、材料科学等の幅広い研究分野をはじめとして、今後成長が見込まれる分野での大阪大学における技術に関する研究成果の活用と大阪大学の学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ)支援決定を行ってから 5 年～10 年程度で研究成果の事業化が見込まれ、その後当社の運営するファンドの存続期間内に、当社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (エ)対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体について、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

④支援内容の基準

- (ア)類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。合わせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。
- (イ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入額が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として直接行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討すると共に、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。さらに、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ)本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や大阪大学の自主性を尊重するとともに、大阪大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

(エ)個人及び対象事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて大阪大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

⑤関係機関との連携

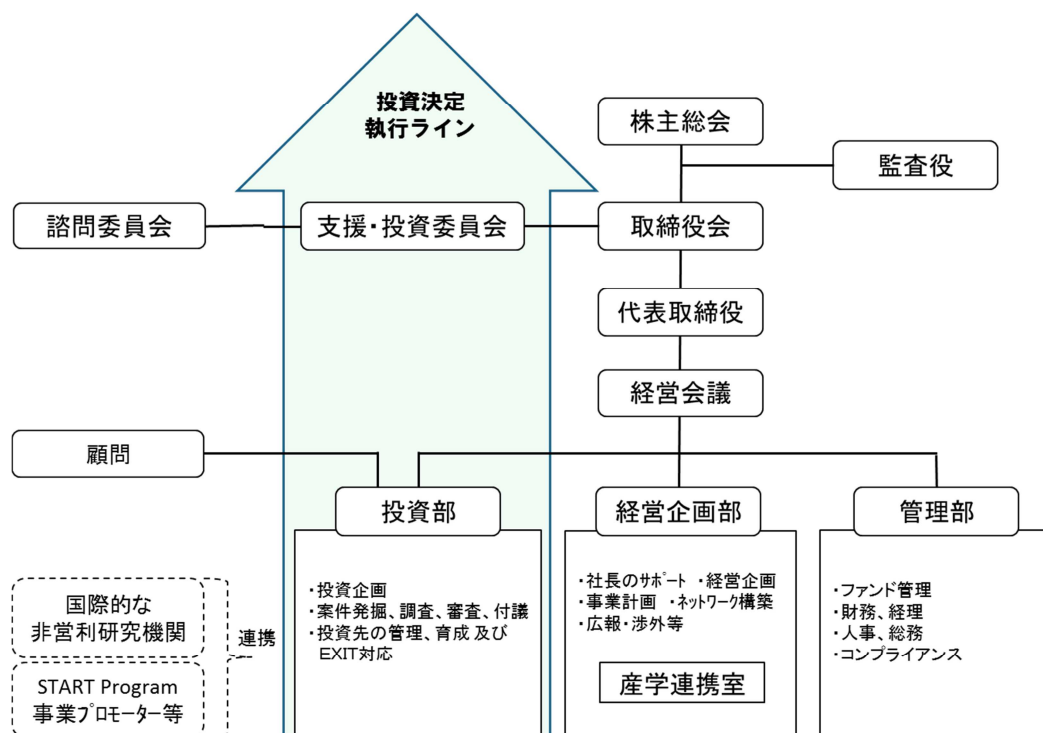
支援先企業における研究と経営を分離し、経営に関しては資金供給の他、必要に応じて、支援先と共同研究を行うパートナー企業等とも協働のうえ、事業化までの各ステージで必要となるサポートを行う。

なお、特定研究成果活用事業者への支援状況につき、産学連携本部を窓口とした大阪大学との定期的な情報共有の他、文部科学省及び経済産業省とも、年度毎に実施する事業実施報告のみならず、大阪大学東京オフィスも活用のうえ、定期的な意見交換を実施する。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から（ただし、資金供給等については、今後予定している投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。

組織図



- ・ 阪大VCは、株主総会、取締役会の下に代表取締役、経営会議を設置し、傘下に、投資部、経営企画部、管理部を置く。
- ・ 投資決定は、投資、新規事業創出等に知見を持つ学外者からなる支援・投資委員会を経て行う。これら投資対象となる案件の探索、投資検討・立案、ハンズオン・モニタリングは投資部が担当する。
- ・ 管理部ではファンド管理・間接部門全般・コンプライアンスならびに投資先の横断的モニタリングを、経営企画部では事業計画、大阪大学や社外との連携窓口、投資に関するネットワーク構築を担当する。
- ・ 大阪大学の幅広い技術分野の投資に対応するため、アドバイザーとして大学やシード段階からの幅広い技術分野の投資経験を有する顧問を配置し、さらには民間との連携、支援投資先のビジネスディベロップメントを支援するため、国内外の投資機関と連携する。
- ・ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員を務める場合には、投資に関する利益相反について諮問するため、当該投資事業有限責任組合の諮問委員会を設置する。構成員は阪大VCから1名、LP出資者から各1名とする。

- ・役職員の業績評価の基準、報酬の水準は以下のとおり。

役職員の業績評価の基準 組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果に応じて評価する。

役職員の報酬の水準 役職員の報酬の体系としては、固定年俸、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を想定し、類似の民間事業者の慣行を踏まえた報酬水準とする。

固定年俸は固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施。

業績連動賞与は、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、半年または1年に一度支給。

インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、将来のキャピタル・ゲインの最大化に向け、支援を担当する役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成26年9月1日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

京都大学イノベーションキャピタル株式会社

発起人 国立大学法人京都大学（学長 松本 紘）

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	京都大学イノベーションキャピタル株式会社
所在地	京都市左京区吉田本町 36-1
代表者	樋口 修司
出資者	国立大学法人京都大学（議決権割合 100%）
役職員の構成	取締役 7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役 5名）、支援・投資委員会 7名（うち京都大学役職員以外の社外取締役 5名）
組織図	添付資料のとおり

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の概要

京都大学は、工学、農学、理学、医学、薬学、再生医療等多くの最先端分野における基礎研究成果を社会に技術移転を行ってきており、その知財収入額及び共同研究受入額は 2011 年度以降わが国で最も多い大学である（文部科学省「平成 24 年度大学等における産学連携等実施状況について」より）。京都大学イノベーションキャピタル株式会社は、京都大学の傘下で特定研究成果活用支援事業（以下「本事業」）に取り組むべく設立され、京都大学に属する研究者による知（研究成果・技術等を含む。以下同様）を事業化することを目的として、既に設立された、またはこれから設立される企業（共同研究企業からのカーブアウトを含む）への出資その他の支援を行う。

②特定研究成果活用支援事業の内容

支援対象となる事業者（以下「対象事業者」）に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容は以下のとおりである。

【助言・支援】

社外取締役派遣等による経営全般に関する指導

民間企業等との協働の推進

会計（財務会計・管理会計）、税務、法務等、企業経営をするために必要な指導

民間からのリスクマネー調達支援

【資金供給】

投資事業有限責任組合を通じて、事業化計画に基づいたマイルストーン投資を行う。このことにより事業化において資金調達に経営チームのリソースが割かれることを極力回避し、また事業化のサポートを行う民間企業の支援対象事業者の資金繰りに関する不安を取り除くとともに、シード・アーリーステージでの投資を行うことによるファンドのリスクを極力低減する。

③対象事業者の基準

- (ア)京都大学における知を活用して新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが期待されるものであること。
- (イ)我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ)京都大学における知の活用と京都大学の学術研究の進展に資するものであること。
- (エ)国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズに対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (オ)支援決定を行ってから5年～10年程度で事業化が見込まれ、その後京都大学イノベーションキャピタル株式会社の運営するファンドの存続期間内に、京都大学イノベーションキャピタル株式会社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (カ)対象事業者に対して、京都大学イノベーションキャピタル株式会社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれること。

④支援内容の基準

- (ア)政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (イ)民間のベンチャーキャピタルの業界慣行を不当に無視した条件で投資を行うなどして民業を妨げることなく、さらに民間のベンチャーキャピタルが投資できないステージにおいて単独で投資する際も以後のステージで民間のベンチャーキャピタルから投資を受けやすい投資スキームで投資を行うこと。
- (ウ)事業化に向けた計画を策定し、いつ何が達成されるべきか（以下「事業化計画」という。）について支援対象者との間で認識を共有すること。

- (エ)事業化計画に基づいてマイルストーンを設定し、民間からリスクマネーの調達が可能になるステージを加味して、マイルストーン達成時に支援を行う額について支援対象者と合意すること。
- (オ)対象事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後には、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (カ)対象事業者に対する支援が、主として京都大学イノベーションキャピタル株式会社の運営するファンドを通じて直接行うものであること。なお、他者の運営するファンドへ出資を行うのは、特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的とするファンドに対して出資を行う場合に限る。
- (キ)前号に定める特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的として他者の運営するファンドへ出資する場合にあっては、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切に投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めること等による適切にフォローアップを行うものであること。
- (ク)対象事業者の財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、対象事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ケ)対象事業者への支援が、京都大学等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (コ)個人及び対象事業者の関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、組合員集会等を通じて京都大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保すること。
- (サ)新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成するものであること。
- (シ)研究者の自主性や京都大学の自主性を尊重するとともに、京都大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (ス)中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないものであること。

⑤関係機関との連携

京都大学イノベーションキャピタル株式会社の対象事業者に対する支援の実施状況等について、国及び京都大学との間で適切に意見交換を行うとともに、大学の外部評価委員会に対して報告することにより、外部評価を受け、大学の指導の下に、業務の改革を図る。これにより、日本型の大学の知を事業化する支援構造の構築を図る。

⑥類似の民間事業者等との連携のための情報交換の促進

類似の民間事業者等との協力関係を構築する等の対応策を講じる。具体的対応策については、今後、その内容を具体化し、ファンドの特定研究成果活用支援事業計画の認定の際の申請書に明記する。

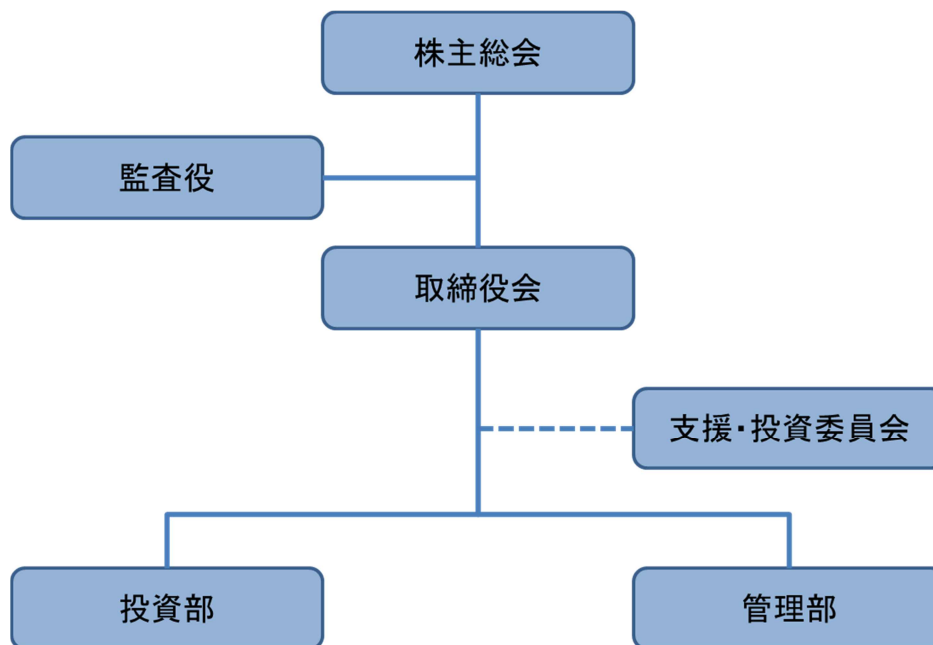
⑦収益目標

京都大学イノベーションキャピタル株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（ファンド）の収益は、計画の期間における支援を通じて、当該ファンドが保有する株式等の処分等を行うことにより得られる総収入額が当該ファンドに対する各組合員の総支出額を上回るように努めることとする。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から（ただし、資金供給等については、今後予定している投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。

組織図



・ 役職員の業績評価の基準、報酬の水準は以下のとおり。

役職員の業績評価の基準	役員：京都大学イノベーションキャピタル株式会社の業績 職員：投資実績、ハンズオン実績、売却実績、事務処理の正確性
役職員の報酬の水準	類似の民間事業者の慣行を踏まえた報酬水準とする。